

人権相談窓口

◆=京都市の相談窓口です。

●女性（男女共同参画）

- ◆京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」 … TEL 075-212-7830（相談専用）
- ◆京都市DV相談支援センター … TEL 075-874-4971
緊急ホットライン … TEL 075-874-7051
- ・京都府男女共同参画センター らら京都 TEL 075-692-3437（相談専用）
- ・京都府家庭支援総合センター … TEL 075-531-9910（DV相談専用）

●子ども・若者

- ◆<児童福祉>京都市児童福祉センター（児童相談所）（南区、伏見区以外にお住いの方） … TEL 075-801-2929
- ◆<児童福祉>京都市第二児童福祉センター（第二児童相談所）（南区、伏見区にお住いの方） … TEL 075-612-2727
- ◆<児童福祉>子ども虐待SOS専用電話 /24時間365日対応 … TEL 075-801-1919（市内共通）
- ◆<教育相談>こども相談センターパトナ カウンセリングセンター … TEL 075-254-1108
- ◆<ひきこもり等の相談>京都市子ども・若者総合相談窓口 … TEL 075-708-5440（中京青少年活動センター内） … TEL 075-213-5657（こども相談センター パトナ内）
- ◆<教育相談>いじめ相談24時間ホットライン（電話相談のみ） … TEL 075-351-7834
- ◆<子ども・親の悩み>親と子のこころの電話 TEL 075-801-1177
子育てほっとダイヤル TEL 075-257-5560
- ・<教育相談>京都府総合教育センター（24時間電話相談）ふれあい・すこやかテレフォン … TEL 075-612-3268, 3301

●高齢者

- ◆京都市長寿すこやかセンター … TEL 075-354-8110（高齢者110番）
- ◆京都市成年後見支援センター … TEL 075-354-8815
- ・京都府高齢者情報相談センター … TEL 075-221-1165

●障害のある方

- ◆<精神>京都市こころの健康増進センター TEL 075-314-0874（相談専用）
- ◆<発達障害>京都市発達障害者支援センター かがやき TEL 075-841-0375
- ◆<教育・就学>障害にかかわる子どもの教育 電話相談 … TEL 075-254-1155（相談専用）
- ・<身体>（公社）京都市身体障害者団体連合会 TEL 075-822-0770
- ・<知的>（一社）京都手をつなぐ育成会 … TEL 075-812-1700

●外国人・外国籍市民

- ◆京都市国際交流会館 … TEL 075-752-3511
- ・（公財）京都府国際センター … TEL 075-342-5000（ビザ相談問合せ） … TEL 075-342-0088（外国人留学生相談予約）

●感染症患者等

- ◆京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 TEL 075-222-4421

●ホームレス

- ◆京都市中央保護所（ホームレスの方からの無料法律相談）
【問合せ先】TEL 075-251-1175（京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

●同和問題（人権全般） 研修用資料の提供、ビデオ等の貸出し、研修会への講師派遣

- ◆京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課 TEL 075-366-0322

●市民生活

- ◆京都市消費生活総合センター … TEL 075-256-2007（市政一般、法律相談問合せ） … TEL 075-256-0800（消費生活相談） … TEL 075-256-2140（交通事故相談） … TEL 075-256-3160（多重債務相談）
- ・京都府市民総合案内・相談センター … TEL 075-414-4235（府政一般）
- ・京都府消費生活安全センター … TEL 075-671-0004（消費生活相談）
- ・京都府家庭支援総合センター … TEL 075-531-9600（家庭に関すること）
- ・京都中小企業労働相談所 … TEL 0120-786-604（労働相談フリーダイヤル）
- ・法テラス京都（国が設立した公的な法人です）
TEL 0503383-5433（相談窓口の案内と収入等が少ない方を対象とした無料法律相談）

●犯罪被害

- ◆京都市犯罪被害者総合相談窓口（公社）京都犯罪被害者支援センター … TEL 075-451-7830（相談電話）

●人権擁護委員による人権相談

- ・京都地方務局
全国共通人権相談ナビダイヤル … ナビダイヤル 0570-003-110
子どもの人権110番 … フリーダイヤル 0120-007-110
女性の人権ホットライン … ナビダイヤル 0570-070-810

●人権研修に関する相談（人権啓発サポート制度）

- ◆京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
TEL 075-366-0322（人権研修に係るビデオの貸出し・資料の提供・講師派遣の相談）

○HIV検査（無料・匿名）

京都市では、HIVの早期発見及び正しい知識の普及を目的として、無料・匿名で検査を実施しています。検査時には、保健師等によるカウンセリングを実施しており、感染不安等について相談いただくことができます。



また、平日各保健センターで実施する検査は、他の性感染症検査も同時に受けていただくことができます。

- ◆HIV・性感染症（クラミジア・淋菌・梅毒等）同時検査（予約不要）
場所：各保健センター
日時：月～金曜日に実施（各保健センター毎に週1回：祝日除く）

- ◆夜間HIV即日検査（要予約：京都市保健医療課 TEL 075-222-4421）
場所：下京保健センター
日時：毎月第2・第4木曜日 午後6時～午後7時30分：祝日除く

- ◆土曜HIV即日検査（要予約：（一財）京都工場保健会 TEL 0120-636-040）
場所：（一財）京都工場保健会
日時：毎月第1・第3土曜日 午後4時～午後6時：祝日は変更あり

○法律相談

人権問題など、日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる、無料法律相談を実施しています。

消費生活総合センター	日時	備考
○毎週月・火・木・金曜日 ○午後1時15分～午後3時45分	当日午前9時から整理券配布	
	【先着15名】（金曜日は予約制：前の週の月曜日午前9時から受付（電話予約可）【予約15名】）	
○毎月第2、第4水曜日 ○午後6時～午後8時	予約制：前の週の月曜日午前9時から受付（電話予約可）【予約12名】	

※問合せ 京都市消費生活総合センター
TEL 075-256-2007

※毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。
受付方法などは、各区役所・支所地域力推進室にお問い合わせください。

○人権擁護委員による人権相談

- 常設相談
・京都地方務局
（月～金曜日（年末年始と祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分



- 特設相談 ※電話での相談は受け付けていません。
・京都市消費生活総合センター
（原則毎月第4木曜日午後1時～午後4時）
相談予約電話 京都いつでもコール
TEL 075-661-3755

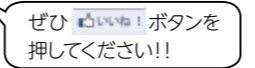
- ・京都府庁
（原則毎月第2木曜日午後1時～午後4時）
相談予約電話 府民総合案内・相談センター
TEL 075-414-4235

区役所・支所の地域力推進室、市役所の市政案内所ほかで、下記の冊子を配布しています。

京都市人権文化推進計画
京都市人権相談マップ
人権総合情報誌「きょう☆COLOR」
*京都市人権文化推進課のホームページにも掲載しています。[「京都市人権文化」](#)で検索してください。



人権の旬な話題を発信!
人権文化推進課フェイスブックページ「きょうCOLOR」開設
*上記ホームページからアクセスできます。



京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町
500番地の1 中宮御池ビル6階
TEL 075-366-0322



京都市人権文化推進計画に基づく事業報告書

京都市人権レポート

人権を尊重することは、私たちが生活していくうえでの基本的なルールです。

誰もが、自分の人権と同様に他人の人権も尊重するようになれば、人権が私たちの生活の中で「文化」として定着し、誰もが豊かで暮らしやすい社会になるでしょう。

京都市では、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、様々な取組を進めています。このレポートではその一部を御紹介します。

基本理念

「ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」を目指して

新しい「京都市人権文化推進計画」を策定しました！

平成27年度から10年間を計画期間とする新しい計画では、人権を巡る社会状況の変化に適切に対応するために、重要課題として「安心して働き続けられる職場づくり」などの新たな項目を盛り込むとともに、人権に関わる相談窓口を紹介するなど、市民にとって分かりやすく役に立つ計画としました。

今後、計画に基づき、人権文化の息づくまち・京都をつかっていくために、市民や企業等の皆さんとの協働により取組を進めてまいります。

基本方針

- 市民と協働して、まちに人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めます。
- 京都市では、常に人権の視点から点検をしながら、仕事を進めます。
- 世の中の変化に注意しながら 状況に応じた取組を進めます。
- 役所の縦割りをなくし、関係する部局が力を合わせながら進めます。

各重要課題について

人権に関わる各重要課題について、各分野別の計画等に基づき、解決に向けて取り組みます。

- 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 子どもを共に育む社会づくり
- 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 安心して働き続けられる職場づくり **新規**
- 感染症患者等の人権尊重
- 犯罪被害者等の人権尊重 **新規**
- ホームレスの人権尊重と自立支援
- 高度情報化社会における人権尊重 **新規**
- 様々な課題

人権施策の推進

人権に関わる施策について「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」の3つの面から取り組みます。

- 教育・啓発 … 市民ひとりひとりが、自分や周りの人の人権の大切さを知り、人権文化をつかっていくために、人権教育・啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体などと協力して、対象に応じて、きめ細かく効果的に進めていきます。

- 保障 … 虐待や差別、社会参加を阻まれているなど、人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい人々の状況を改善していくための取組を進めます。

- 相談・救済 … 市民が人権上の問題が起きたときに、適切な機関・窓口で相談できるよう、相談体制を充実させます。また、その周知と関係機関によるネットワークを強化し、窓口が十分に使われ、スムーズな相談・救済が行われるよう努めます。

計画冊子と概要版を区役所・支所等において配布しています。また、京都市人権文化推進課のホームページにも掲載しています。[「京都市人権文化」](#)で検索してください。



教育 啓発

教育・啓発の取組では、人権の大切さに気づき、学ぶ機会の提供に努めています。

いじめの防止等に関する条例を施行

どの子どもにも、どの学校にも起こり得る「いじめ」。いじめは、心身の健全な成長に重大な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

京都市では、本市及び教育委員会、学校、保護者、市民・事業者、子どもが一体となっていじめの問題に向き合い、いじめの防止等の取組を充実していくため、「京都市いじめの防止等に関する条例」を施行し、より具体的な取組内容を規定した「京都市いじめの防止等取組指針」を策定しました。

子どもの命を守り、子どもが安心して生活し、学ぶことができるよう、いじめをなくしていきましょう。



人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を創刊

平成26年12月に、市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えていただくことを目的として、従来の市民向け人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」と企業向け人権情報誌「ベーシック」を統合し、新たな人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を創刊しました。この名称は、広く全国から御応募いただいた200点以上の作品の中から採用させていただいたもので、「[京から] [今日から] 人権意識を高め、誰もが自分の色を發揮していけるカラフルな社会を目指す」という意味がこめ

られています。著名人や企業へのインタビューのほか、京都市内の学生が人権関連施設を紹介する「見て・知って人権～京の学生が行く～」などを掲載しています。

この情報誌は、年2回(5月、12月)発行します。



ほほえみ交流活動支援事業

障害や障害のある人への理解を促進するためには、大人だけでなく、子どものころから障害のある人との交流を図ることが大切なことから、平成25年度から「ほほえみ交流活動支援事業」を実施しています。京都の障害者団体が学校や児童館等に出向き、体験型学習や講演会への講師派遣等を行っています。



▶問合せ先
京都市保健福祉局保健福祉総務課 TEL 075-222-4161 (障害保健福祉推進室内)

国際文化市民交流促進サポート事業

京都市では、地域での多文化共生社会の実現に向け、多様な文化的背景をもつ方々を講師として登録し、母国の文化紹介や人権に関する講演に派遣する「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施しています。

詳しくは当事業サイトを御覧ください。
⇒ <http://www.kcif.or.jp/interactsupport/homes>
※交通費等の実費相当額を講師派遣の依頼者に御負担いただきます。



▶問合せ先
京都市総合企画局国際化推進室 TEL 075-222-3072 (公財)京都市国際交流協会 TEL 075-752-3511

支える 保障

人権の保障は、建物の段差などの物理的な壁、また、誤った知識や偏見などの心理的な壁によって社会参加を妨げられている人々を支える取組を進め、すべての人がいきいきと暮らせるまちの実現を目指すものです。

バリアフリーに配慮した建築物の整備を促進

京都市では、学校や病院、店舗、飲食店、事務所など、多くの人々が利用する建築物が、お年寄りや身体に障害のある方、子どもや妊娠中の方など、だれもが利用しやすい建築物となるように、バリアフリーの促進に取り組んでおります。

また、みやこユニバーサルデザインの考え方に沿った一定基準を満たした建築物に対して、ステッカー又はプレートを交付しています。人にやさしい建築物が分かりやすくなり、また、みやこユニバーサルデザインの考え方を広く知っていただくことで、すべての人にとって生活しやすい環境づくりを目指しています。

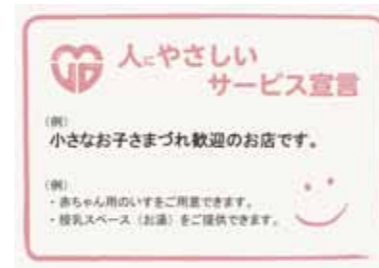


▶問合せ先
京都市都市計画局建築指導部建築審査課 TEL 075-222-3616

人にやさしいサービス宣言

高齢の方、心身に障害のある方、小さなお子様連れの方、外国の方等、より多くのお客様に安心して御来店(御利用)いただけるよう、店舗や商店街ですでに取り組まれている、あるいはこれから取り組もうとされている、人にやさしいちょっとした取組(工夫)をお客様に知っていただく制度です。

市内で431件の店舗や商店街が宣言をされています(平成26年12月末現在)。



※ステッカー及び宣言書は「人にやさしいサービス宣言」として、取組等をアピールしていただける店舗等に交付し、店内に掲示しています。

▶問合せ先
京都市保健福祉局保健福祉総務課 TEL 075-222-4161 (障害保健福祉推進室内)

まもる 相談 救済

相談・救済の取組では、人権が侵害されないようにまもるための広報啓発や人権上の問題について気軽に相談できる機会の充実に努めています。

事前登録型本人通知制度の運用

京都市では、第三者が住民票の写しや戸籍謄本等を不正に取得することによる個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者に交付された事実を知る権利を保障することを目的として、平成26年6月から事前登録型本人通知制度を実施しています。

この制度は、住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。

事前登録の申請は、住民票については住所地、戸籍謄本・戸籍の附票については本籍地の区役所・支所市民窓口課及び出張所で受け付けています。



▶問合せ先
京都市文化市民局地域自治推進室 TEL 075-222-3085